

過去3年間の最大値 (H20~H22)

番号	項目名	基準値	検査回数 (法定)	検査回数 の減	検査計画 (五十崎)	検査予定 (五十崎)	検査計画 (平岡)	検査予定 (平岡)	検査計画 (大久喜)	検査予定 (大久喜)	検査計画 (谷・成内)	検査予定 (谷・成内)	検査計画 (下宿間)	検査予定 (下宿間)
1	●一般細菌	100cfu/100g以下であること	1回/月	不可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
2	●大腸菌	検出されないうこと	1回/月	不可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
3	トリクロロエチレン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
4	水銀及びその化合物	1000mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
5	鉛	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
6	銅及びその化合物	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
7	亜鉛及びその化合物	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
8	六価クロム化合物	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
9	アトランチウム	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
10	硝酸根イオン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	—	1回/3月	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月
11	硝酸根イオン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月
12	砒素及びその化合物	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
13	四塩化炭素	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
14	★1,4-ジオキサン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
15	ジクロロメタン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
16	ジクロロメタン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
17	トリクロロエチレン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
18	トリクロロエチレン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
19	ベンゼン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
20	塩素酸	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
21	★クロロ酢酸	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
22	クロロホルム	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
23	★ジクロロ酢酸	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
24	ジクロロメタン	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
25	★臭素酸	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
26	トリクロロメタン	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
27	★トリクロロ酢酸	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
28	ジクロロメタン	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
29	ジクロロメタン	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
30	★ホルムアルデヒド	100mg/L以下であること	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
31	亜鉛及びその化合物	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月
32	トリクロロエチレン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
33	銅及びその化合物	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月
34	銅及びその化合物	100mg/L以下であること	1回/3月	可	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
35	トリクロロエチレン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
36	トリクロロエチレン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
37	塩化物イオン	100mg/L以下であること	1回/月	可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
38	トリクロロエチレン	100mg/L以下であること	1回/3月	可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
39	蒸気残留物	100mg/L以下であること	1回/3月	可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
40	陰イオン-界面活性剤	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
41	●ジエオキシム	1000mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
42	●メチルシロキサン	1000mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
43	●メチルシロキサン	1000mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
44	フェノール類	100mg/L以下であること	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
45	トリクロロエチレン	100mg/L以下であること	1回/月	可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
46	pH値	6.5以上7.5以下であること	1回/月	可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
47	味	異常でないこと	1回/月	可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
48	臭気	異常でないこと	1回/月	可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
49	色度	5度以下であること	1回/月	可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
50	濁度	2度以下であること	1回/月	可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月